奈良県公安委員会告示第７８号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号）第５条の３第１項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催することとしたので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和３３年政令第３３号）第１７条第２項の規定により、次のとおり公表する。

平成２５年８月１６日

奈良県公安委員会

委員長　岡　本　好　央

１　受講対象者

奈良県内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの

⑴　猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者（以下「初心者」という。）

⑵　猟銃若しくは空気銃の取扱いに関する講習修了証明書の交付を受けた日から起算して３年を経過した者又は経過しようとする者で、猟銃若しくは空気銃の所持の許可の更新又は更に新たな所持の許可を受けようとするもの（以下「経験者」という。）

２　開催日時及び場所並びに定員

⑴　初心者

開　催　日　時	場　　所	定　員
平成２５年１１月３日（日） 午前９時から午後４時まで	橿原市小房町１１番５号 かしはら万葉ホール	３０人
平成２６年２月７日（金） 午前１０時から午後５時まで	大和高田市西町１番６０号 奈良県中和労働会館	４０人

⑵　経験者

開　催　日　時	場　　所	定　員

平成２５年１０月４日（金） 午後１時３０分から午後４時３０分まで	吉野郡十津川村大字小原２２５番地の１ 奈良県五條警察署十津川警察庁舎	３０人
平成２５年１０月１８日（金） 午後２時から午後５時まで	大和高田市西町１番６０号 奈良県中和労働会館	１００人
平成２５年１１月８日（金） 午後２時から午後５時まで	同　　上	１００人
平成２５年１２月１５日（日） 午後１時から午後４時まで	橿原市小房町１１番５号 かしはら万葉ホール	３０人
平成２６年１月１０日（金） 午後２時から午後５時まで	大和高田市西町１番６０号 奈良県中和労働会館	１００人
平成２６年２月１４日（金） 午後２時から午後５時まで	同　　上	１００人
平成２６年３月１４日（金） 午後２時から午後５時まで	同　　上	１００人

３　講習内容

⑴　猟銃及び空気銃の所持に関する法令

⑵　猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

４　受講手続

受講しようとする者は、受けようとする講習日の２週間前までに、次により申込みを行うこと。

⑴　申込場所

住所地を管轄する警察署（御所警察庁舎及び十津川警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

⑵　提出書類

ア　猟銃等講習受講申込書　２通

イ　写真（申込書提出前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ３．０センチメートル、横の長さ２．４センチメートルのもの）　２枚

５　講習手数料（受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。）

⑴　初心者　６，８００円

⑵　経験者　３，０００円

なお、申込みをした講習を受講しなかった場合でも、手数料は返還しない。

６　その他

⑴　携行品

筆記具及び印鑑

⑵　問い合わせ先

ア　奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ　警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号０７４２－２３－０１１０　内線３０４５